

広島県告示第六百十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があった。

平成二十二年七月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

薬局又は指定訪問看護事業者等

名	称	所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
ファーマシイ ふれあい薬局	ふれあい薬局	尾道市栗原町八五一七 ―一	精神通院	平成二十二年六月 一日
ファーマシイ あすなる薬局	あすなる薬局	尾道市御調町市一〇六	精神通院	平成二十二年六月 一日
ファーマシイ みのり薬局	みのり薬局	福山市今津町二丁目三 ―九	精神通院	平成二十二年六月 一日
ファーマシイ そよかぜ薬局	そよかぜ薬局	福山市南手城町二丁目 四―一九	精神通院	平成二十二年六月 一日
ファーマシイ 新徳田薬局	新徳田薬局	福山市神辺町新徳田三 丁目五四二―二	精神通院	平成二十二年六月 一日
府中薬局アゼ リア館	株式会社トラ スト府中薬局 アゼリア館	府中市鶴飼町五五五― 一二	精神通院	平成二十二年五月 一三日
ファーマシイ 三次センター 薬局	三次センター 薬局	三次市東酒屋町五八六 ―五	精神通院	平成二十二年六月 一日
ファーマシイ 吉田中央薬局	吉田中央薬局	安芸高田市吉田町吉田 三七八二―八	精神通院	平成二十二年六月 一日